

「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	法
財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）	監査証明府令
企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）	開示府令

コメントの概要	金融庁の考え方
<p>監査証明府令第四条第六項の柱書きでは、有価証券届出書及び訂正届出書における「その他の記載内容」の範囲から「法第五条第一項第一号（法第五条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる事項等」を除いている。</p> <p>この「法第五条第一項第一号（法第五条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる事項等」には、有価証券届出書及び訂正届出書における「証券情報」のほか何が含まれるのか。</p>	<p>有価証券届出書及び訂正届出書における「その他の記載内容」の範囲は、有価証券報告書及び訂正報告書における「その他の記載内容」の範囲と同様です。上記の趣旨をより明確とするよう規定を修正しました。</p> <p>改正後の監査証明府令第四条第六項において、有価証券届出書及び訂正届出書における「その他の記載内容」から除外される事項として規定している「その他これらに類する情報に関する事項」には、例えば、開示府令第八条第一項及び第二項で規定する区分に応じた有価証券届出書の各様式の記載事項のうち、「特別情報」、「提出会社の特別情報」、「組織再編成対象会社情報」、「株式公開情報」が該当します。</p>